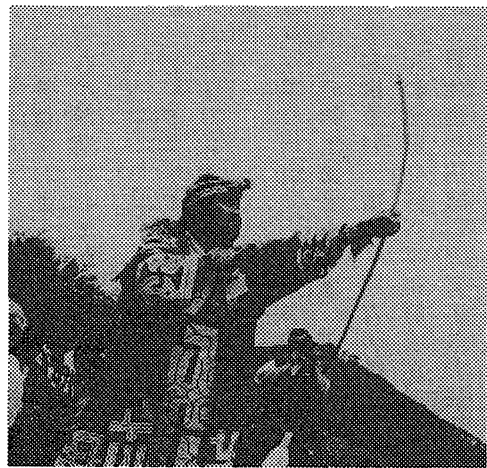


歴史を担って未来へ向かう

——世界先住民族会議を終えて

大鳴 薫



『ビーブルズ・プラン21世紀・北海道』が主催する、日本で初めての『世界先住民族会議』は、札幌——二風谷——釧路と、真夏の北海道を横断して、八月七日から十四日まで八日間にわたって開かれた。「これは、世界を変えていく新しい始まりである。」台湾から参加した盲目の詩人モ・ナ・ネンが表現したように、参加した国・地域の先住民族が持つ共通の課題を探り出すのと同時に、多民族共生を目指す新しい価値観（＝オルタナティブ）について“交流”を越えた熱い議論が続けられた。参加した国・地域は、トンガ、オーストラリア（アボリジニー）、ブラジル（先住民連合）、カナダ（インディアン）、タヒチ、ペラウ、パプアニューギニア、東チモ

ール、フィリピン（コルディレラ民衆同盟）、台湾・ソビエト（ニヴヒ）、マレーシア、ハワイ、 Guam、グアテマラ、南アフリカ、インド・スリランカ、そしてホスト民族としてのアイヌ。

札幌で、彼らの“闘い”について語った。土地（＝大地）と言語と文化——奪われたものを回復することこそが、彼らの存在そのものであり、豊かな精神の証しであり、先進工業国（特に米国・日本）による地球規模の破壊活動をくいとめることにつながることを、激しく、誇り高く、優しく訴えた。

二風谷で、彼らは彼らの“未来”について論議を積み重ねた。開発の名による土地収奪と自然破壊。同化攻撃

と一体となった差別と隔離の政策。教育・福祉に名を借りた言語と文化の否定。共通する課題を共同の闘いとして実現するための連帯が確認された。

釧路で、彼らは彼らの作業の成果でもある宣言文と決議文を創りあげるために、激しくかつ論理的な夜通しの論議を続け、ワープロをたたいた。イタオマチブ（板綴船）の一八〇年ぶりの復元という大事業を共に祝い、アイヌの組織的な大蜂起であるクナシリ・メナシの戦いにたおれた犠牲者への祈りを捧げた。

議論や報告の時、彼らの眼差しは激しく私たちに突き刺さり、普段は私たちを優しく包みこみ、陽気になごませてくれた。

大地の神々に誘われて

会議の冒頭、実行委員長である宣野茂氏は、アイヌ語で次のような祈りの言葉述べた。

「わたしたち目に見える人間が、この会議を開催することを願ったものだとは、わたしには思えません。まこととは、この大地の神々が、わたしたちの助けを求める叫びに目を覚まし、わたしたちをそこに集めたのだと思います。」

このことの現在の意味は、次のように整理される。

① 中曽根「単一民族国家」発言とそれに対する反撃に象徴される、近現代の日本のアイヌ差別に対する、アイヌ民族自身からの批判の高まり。民族としての自覚の発展と、和人（日本人）の側の反省。

② アイヌ民族自身の手による「アイヌ新法」制定運動が、世論喚起から実現へむけて大事な時期にさしかかっている。

③ アイヌ民族の組織的な武装蜂起である「クナシリ・メナシの戦い」から、丁度二〇〇年目にあたる。

④ 政府開発援助（ODA）に対する批判にみられるように、日本政府・企業がアジア・第三世界の民衆への抑圧と深くかわり、先住民族の土地収奪に加担している。

特に、近年のアイヌ民族復権の動きは、土地・文化・言語・法律と、それぞれが触発されるかのように急速にすすんでいる。

一九八二年——アシリ・チェップ・ノミ（新しい蛙を迎える儀式）が約一世紀ぶりに復活。八六年からは蛙二〇匹の特別採捕権獲得。

一九八三年——ウタリ協会総会で「アイヌ民族に関する法律」（アイヌ新法）の制定要求を決議。

一九八五年——「肖像権裁判」提訴。原告チカップ美恵子さんの主張をほぼ認める形で八八年和解成立。

一九八六年——中曽根発言に抗議し「アイヌの民族の

存在をアイヌ自らがアピールする東京集會」開催。

一九八八年——二風谷ダムによる土地強制収容に対し、萱野茂・貝沢正の二氏が「サケ捕獲権回復」を要求。ウタリ協會が「アイヌ史」の編纂に着手。「赤レンガ百年祭」に対しアイヌ有志が反対行動。

一九八九年——東京で第一回「アイヌ語弁論大会」。ウタリ協會が第一回「アイヌ民族文化祭」開催。全道三カ所でアイヌ語教室開設。ウタリ協會がI.L.O.總會に出席、第一〇七号条約（「先住民・部族条約」）の改正に關し意見表明。

「海を越えてやってきた私たちは、私たちと一緒に、自分達の民族の涙をたずさえてきました。私たちは差別というおなじ悲しい物語をたずさえてきました。私たちは、私たちの土地が盗まれたというおなじ悲しい物語をたずさえてきました。私たちは、侵略者によって残虐に鎮圧された蜂起の、おなじ悲しい物語をたずさえてきました。私たちは、私たちの祖先の土地で二級の市民であるというおなじ悲しい物語をたずさえてきました。しかし、私たちはまた、悠久の昔から私たちすべてを守ってきた内なる精霊をたずさえてきました。私たちは、かならずや生きつづけ、栄えを見ることができるといふ信仰をたずさえてきました。」非核独立太平洋運動の事務局長であるロペティ・セニトウリ氏が基調報告で述べたこの言葉は、《日本》の《アイヌ民族先住の地（アイヌ・

モシリ）》で《現在（いま）》「世界先住民民族會議」が開かれることの意味を、鮮やかに表している。

歴史を担うことの意味

「台湾には十の先住民族がいるが、急速な工業化によって下層労働者として都市に集中し、幼い少女たちは貧しさゆえに身を売らなければならない。その都市には日本人観光客が群がる。」（ラ・ヤ——原住民労働者福音センター）

「太平洋の島々の二本の足は海と土地であるが、海は廃棄物の海洋投棄で、土地はゴルフ場、ホテルや土地によって奪われようとしている。」（ローマン・ベドール——ベラウ）

「アマゾン流域は多国籍企業の支配下に置かれ、一九五〇年代から八〇年代の産業化・工業化によって四〇の部族が絶滅した。」（アユトン・クレナキ——ブラジル先住民連合）

「生きる者すべてが大地と森と川に依存している。政府の地方開発は不平等を助長し、日本向け木材輸出は年間六〇〇万立方メートルに達している。」（ルシア・トバ——マレーシア）

開発や工業化が、繁栄や発展と全く無縁なものである

ばかりか、公害や地域破壊にとどまらず、彼らの生存そのものと鋭く敵対していることが次々と明らかにされる。又、インドネシアでは、政府開発援助（ODA）が軍事化と深く結びつき、独立や民主化を求める闘いの圧殺につながっていることが指摘された。（東チモール、西パプア）

文化や言語については、彼らが大地と切り離されることによってその伝承が危機にさらされながらも、民族の存続と不可分のものとして、粘り強い努力が積み重ねられている。

「子供たちに言葉と文化を伝えたい。どこからきたのがわからなければ、どこへ向かうかもわからない。」（グロリア・ウエブスター——カナダ）

「アボリジナルの文化は非常に複雑で、言語や社会的なあり方の多岐にわたるのに、白人たちはそれを理解しようとしなない。」（キャシー・クムシング——オーストラリア）

「ニブヒ語の教育は学校で続けられているが、ソ連政府は生活改善の名目でニブヒを都市に集めたため、言語や伝統文化は失われた。」（ナチョトキナ・アントニナ・ヤコブレブナ）

そして、先住民族の文化さえも商品化されていること、強い警告が発せられた。

このように海外参加者から訴えられた“悲しい物語”

は、この《日本》におけるアイヌ民族の歴史と見事に重なり合う。この物語は私たち（日本に住む多数者）に向かって語りかけられていることに気づかされる。先住民族が守り、闘いとうろうとしているものの中に、私たちが担わなければならない歴史や、未来に向かって共有すべき理念が、おぼろげながら見えてくる。

私たちは何ものであるのか

『PP21・北海道』は、世界先住民族会議を中心とする私たちの行動計画の目標を、次のように表現した。

①歴史を担って未来を考える

北海道は、アイヌ・モシリ（＝人間の大地）と呼ばれ、もともと、アイヌ民族先住の地です。“開拓”や“開発”と呼ばれることからは、アイヌ民族からすれば“侵略”に他ならないものでした。その歴史を踏まえ、歴史に学びながら、アイヌと和人（シャモ）が共に生きる道を探ろう。

②アジア・太平洋の民衆として、共に生きる未来を構想する

私たちは、アジア・太平洋の民衆と、地理的・文化的・歴史的・経済的に深いつながりをもっているにもかかわらず、“国家”という壁は、搾取や侵略という

排他的な関係にねじまげてきました。先住・少数民族を招いた国際フォーラムを表現する中から、アジアと日本、日本とアイヌ民族の新たなつながりの道を構想しよう。

③北海道の二十一世紀のヴィジョン（展望）を考える。

北海道は今、産業構造の激変の中で、多くの困難な課題に直面しています。その困難の大部分は、日本の近代化の歴史の中で北海道がどのように位置づけられていたのか、ということと深くつながっています。未来に対して希望を持ちうる北海道について、私たち自身が“歩いて”調べながら、多くの人々が対話する場を作りだそう。

そして、この目標に沿って約一年間にわたり、調査活動、ワークショップ、講演会、学習会を積み重ねた。

キー・ワードは『共生』ということである。イメージに寄りかかって語られがちな『共生』ということ、私たち（多数者である日本人）に置きなおして考える。多数者としての画一的なあり方の否定、被抑圧民族・民衆からの告発・批判にどう応えるか、未来に向かっての新しい関係の構想。三つを相互に結び合う共同作業をどのように作り上げるか、ということであった。

“Who are we?”（私たちは何者であるのか？）を問うことの必要性を知った、ボブ・スコットさん（WCC少数民族問題の責任者）との対話集会。「私たちがどう考

え、行動しようとするのか、私たち自身が語りだそう」と、指紋捺印問題や在日外国人労働者の人権問題に取り組む人たちの協力を得て持たれたシンポジウム「『国際化』と共生——多民族社会の実現をめざして」。この二つの作業を経て創り出された、二風谷での四番目の分散会『多民族と共生』（通称「和人会議」）の試みは、その共同作業に一步か二歩は近づき、私たちにとつての「世界先住民族会議」の意味を豊富化することにつながったと考えている。

“和人会議”の「私たち日本人は、アイヌに対する侵略を認め、その歴史のすべてに対して責任を負う。アイヌと大地とのかかわりの中に新しい価値観を見い出そう。」との宣言は、「世界先住民族会議」の決議の一つとして採択された。ロベティ・セントウリ氏が基調報告の中で投げかけた「①日本はどちらの超大国からも距離をおいて、国際的な核軍縮へむけてイニシアティブを発揮できるでしょうか。②日本は隣国の人々の権利を認め、人権生命の尊厳や神聖さを尊重するという点で国際的に尊敬される国・民族になれるでしょうか。③日本はその先住民族であるアイヌに対する、差別的な法を撤廃することで、太平洋地域の諸国をリードできるでしょうか。④日本は人権がその国で擁護されている場合にのみODAを与え、軍事的抑圧的諸国にはODAを供与しないということを守るでしょうか。⑤日本のODA配分は、被援

助国や日本自身の利害によってではなく、被援助国の必要性に基準をおくことができるでしょうか。」という課題と共に、具体的な道筋を編み上げて行かなければならない。

未来に向かつて

「世界先住民族会議」が始まる一カ月ほど前から、私たちの頭の中は完全に真っ白になってしまった。具体的な作業の山を前に、余分(?)なことが入り込む隙間は全くなく、小さな能力を白紙の状態で待機させなければならなかったのである。

八月七、八日札幌、九、十日二風谷、十二、十三、十四日釧路と、広い北海道を横断し、沖繩に飛び、水俣会議を経て、秋風の吹く北海道にもどって、新聞の切り抜きを前にし記録ビデオを見ながら、ようやく、彼らが何を論議し何を感じていったのかをじっくりと考え、私たちが取り組んだ意味を振り返っている。

この企画の成果を金額で計ることは出来ないが、会計報告には一千八百万円という数字が書き込まれている。私たちのこれまでの経験からすると、一桁も二桁も多いこの数字には、多くの有機的なつながりが、まちがいくなく含まれているだろう。一年前、予算を立てる時に全く

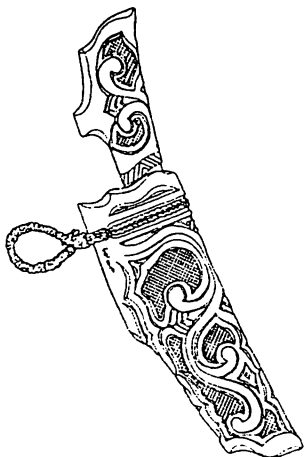
予感できなかったことが、財政を巡るシビアな議論と共に思い起こされてくる。

八日間、私たちは凝縮された濃密な時間を過ごすことができた。札幌でも二風谷でも釧路でも、それぞれ二〇人余の人が彼らの声に耳を傾けた。アポリジナル・アイランダー・ダンス・シアター「バンガラー」の歌と踊りに、アイヌ民族のリムセ(古式舞踊)に手と体を合わせた。カムイ・ノミとイチャルバに祈りを重ねた。

そして、大きな反省が二つある。一年にわたる行動計画そして「世界先住民族会議」を、アイヌ民族と私たちの共同作業として実現できたのだろうか？

PP21全体のイメージ、PP21北海道の目標、そして「世界先住民族会議」とを重ね合わせることができたのだろうか？

新しい「始まり」にしては、余りに大きな荷物を背負いすぎたような気がするが、ジャンプはできないにしても、一歩ずつ歩みを進めることはできそうな気がしている。



基調報告

世界の多数者は先住民族

ロペテイ・セニトウリ

(トンガ語にて)

宇宙の創造主の前に、

この聖なる大地の前に、

アイヌ・モシリの指導者の人々の前に、

一七八九年のクナシリ・メナシの闘いで命を犠牲にし

た人々の墓の前に、

そして、今日ここに集まっているすべての人々の前に、

私は深く頭を下げます。

一九八九年はクナシリ・メナシの蜂起の二〇〇周年です。これは南からの和人の侵略に対するアイヌの抵抗の最後のものです。一四五七年のコシヤマイン、また一六

六九年のシャクシャインのように、クナシリの闘いでもまた、和人の陰謀にかかって指導者たちが虐殺されたのです。

この闘いは勝ち負けという点では成功しなかったとはいえ、アイヌ民族は希望を捨てず一つの民族として生存する意志を持ち続け、自決、平和のための闘いを一層意識するようになりました。

したがって、アイヌ民族の招きを受けて私たちがここに集まっているのは、まことに意義深いことです。海を越えてやってきた私たちは、我々自身の民族の涙を運んできました。差別という同じ悲しい物語り、侵略者によって残虐に弾圧された蜂起という同じ悲しい物語り、そして祖先の土地で第二級市民として扱われるという同じ悲しい物語りを運んできたのです。しかし、私たちは内なる精神を、また生き続け繁栄するという信念をも運んできたのです。そしてまた、オリーブの枝——正義と平和に対する愛——も運んできました。

「先住」についての理想的な定義はありませんが、広く使われている概念は、「異なる文化や民族的起源の人々が世界の他の地域からやってきた時に、現在のその地域に住んでいた諸民族の今生きている子孫からなる人々

のことで、侵略者は征服、植民や他の手段で先住民族を従属的あるいは植民地的状態へと陥れたのである。」

この定義によると世界の人口のおよそ四％二億の人々が先住民です。ほとんどの国では先住民族は少数民族になっただけですが、ポリビア・グアテマラ・南アフリカ・タヒチポリネシアは、先住民族が多数者なのです。さきほどの定義はさしあたってのものであり、完全なものではありませんが、全世界に共通する要因はあるのです。それを念頭においてこの会議をすすめたいと思います。それは、

一 どこに住んでいようと、どんな政治的傾向であろうと、いかなる社会構造であろうと、主要な経済活動がなんであろうと、彼らは「大地」を生存の重要な基盤とみなしているということです。

二 時の始まり以来住んできた大地は、創造主から直接受け取ったものであるという信念をもっているということです。その土地を通じて、先住民の全社会は永遠に創造者と結びついているのです。それゆえ、先住民族の生活の中には創造主への様々な儀式や捧げものがあり、それが創造主とのつながりを強めているのです。

だから、仏教、回教、キリスト教の神を信じるわけで

はないが、先住民族の土地に対する敬虔さのなかに深い宗教的証しを見ることができます。

この大地に対する畏敬の念、創造主との絆に対する考えは、少数者や他の被抑圧者と先住民族とを分かちます。この関係があるから、先住民族は現在大地を支配している権力者に対して自分たちの正当性を主張できるのです。

侵略、植民地化によって、支配者は先住民と神の絆を切っただけでなく、大地や創造者から先住民を疎外することになったのです。

大地からの疎外という行為は、オーストラリアではつきり見られます。オーストラリアの裁判所は「無主の大地」教義に拘泥していました。「無主の大地」という教義によって、オーストラリアの裁判所は一七八八年以前のオーストラリアは誰にも属していなかった、と主張しました。これは、アボリジニの権利を否定するものです。一七八八年以前のアボリジニの存在を認めてしまえば、オーストラリアの裁判所は「征服」の教義を採用することになるのです。しかし、この教義を受け入れることはできません。というのは、アボリジニの土地所有を認めてしまうことになるからです。すると、奪われた

権利の補償問題が避けられないことになるのです。

日本の裁判所も、アイヌに対しては「無主の大地」の教義に従っているようです。先住諸民族は、生存のための闘いという共通の目的をもっていきます。

政治的に言えば、彼らは支配者からの自治を求めています。経済的には、大地の資源管理や地域の集団的發展を求めています。社会的には、独自の文化や宗教への権利を求めています。本質的には、同化や統合に対する闘いであり、民族絶滅に対する闘いです。

これらの共通な目標は、この会議の議題の中に反映されています。

まず、開発に焦点を当てて見ましょう。ブラジルではアマゾン開発に反対するインディアン諸民族の闘いがあります。サラワクに住むペナン民族は熱帯雨林の破壊に反対する闘いを続けています。西バプアの民族はインドネシアの移民政策に反対しています。大タートル諸島のインディアン諸民族の闘いは今後注目されることになるでしょう。私たちは、もちろんオールタナティブな開発計画を設定するつもりです。

さらに私たちは、一国的、国際的な法律や条約についても焦点をあてるでしょう。例えば、日本に残っている

「北海道旧土人保護法」、フランス政府が「植民地諸民族に独立を認める国連憲章」を無視してタヒチのマオヒ民族やカナキ（ニューカレドニア）のカナク民族に敵対していること、またインドネシアの東チモールへの侵略（国際法に一切反するし、東チモールの自決を支持する国連決議案にも違反している）、そしてフランスの太平洋における核実験の継続、したがって包括的核実験禁止条約の必要性、等々はこの議題の教例にすぎません。

パラオの世界初の非核憲法の例を通じて、世界の先住民族がより平和で安全な世界をつくる先駆性があることを示しておきたいのです。

先住民族とその文化にも焦点をあてるつもりです。さきほど、先住民族と大地創造主の絆が支配者によって断ち切られたといいましたが、これにともない先住民族の文化や言語・習慣が失われていて、それを助長しているのは学校や教会なのです。グアムのチャモロ民族は文化的アイデンティティの承認をもとめています。ハワイの先住民族は同化に反対して、彼らの主権を要求しています。フィリピンのコルディレラ諸民族は、鉾山会社にたいして彼らの先祖伝来の大地と文化の維持のために闘っています。抑圧と差別が続いている台湾の山岳民族の闘

いもとりあげます。

先住民の文化と伝統の中で歌や踊りがたくさん出てくると思えます。話だけで文化の美しさと活力を伝えることはできません。

これらの議題は相互に関係をもっており、またここに代表として参加している人々は彼・彼女がかかわっている闘いが同時に共通する性格をもっていることをしっかり認識しています。この全体的な視野が会議をとおして維持されるように望みます。

いま日本ではひとつの変化が起こりつつあります。その変化は世界のどこでも感じられるものですが、アジア・太平洋地域ではなおさらのことです。P P 21のタイミングはぴったりだったと思います。P P 21の主催者の言葉によれば「P P 21は日本とアジア・太平洋の民衆運動に生産的な集結点として新たな力を与えようと計画されたものです。それは、アジア・太平洋地域の状況を共有し結集するためのチャンスであり、私たちの二一世紀の共同オールタナティブ構想を持ち、その実現のための効果的な行動を発見する計画です」。

これまで全体的な話をしてきましたが、今からは太平洋諸島のことに焦点を当てて見ましょう。太平洋の島々

は、今、岐路にさしかかっています。政治的独立をはたしていない国々は、独立を勝ち取るまで息子や娘の血を流し続けるという犠牲を払うことになるでしょう。独立を勝ち取っていても、独立記念日に感じた「民主」制が偽りだったことに気づきはじめています。残念なことに、その違いを克服するために伝統的な太平洋のやり方である対話の代わりに、M 16やAK 47が使われているのが現状です。

一九八七年、フィジーでは二度にわたるクーデターによって民間政府が樹立されました。また、バプアニューギニアのブーゲンビル地方では、そこに住む先住民が政府と多国籍企業である鉱山会社にたいして、彼らの伝統と習慣を守るための武装闘争を行なっています。

バヌアツでは「民主」政府機構のなかで、伝統的な意志決定方式をめぐる紛争があり、暴力事件による死者も出ています。

カナキ（ニュー・カレドニア）では、カナク民族がフランスからの独立闘争のなかで、一九八八年にはフランス軍によって三〇人の独立運動家が殺されたが、いまもって独立闘争の意気は衰えていません。

ペラウでは、二人の大統領が続けて殺され、アメリカ

政府は非核憲法をかえようとしていますが、この非核憲法は今も最高の法として存在しています。

東チモールと西パプアでは、フレレリン（東チモール独立革命戦線）とオペラシ・パプア・メルデカ（パプア自由運動）がインドネシア政府に対する独立闘争を続けています。状況は圧倒的に不利ですが、ジョゼ・グテレスはこう語っています。「鶏のように殺されるくらいなら、闘いで死んだほうがましだ」。

同時に、日本は太平洋地域での政治と経済において、資本の源泉またODA（政府開発援助）としてだけでなく、慈悲深いゴッド・ファーザー（黒幕）としてより重要な位置を占めるようになっていきます。この黒幕としての役割は、以前はアメリカが担っていました。しかし、アメリカは、その役割は出費がかさむ余計な特権であることに気が付きだしました。

日本では二一世紀に向けて、危険な軍事化への傾向が見られます。

日本は非核三原則（核兵器をつくらない・持たない・持ち込ませない）をもっているが、その原則は守られていません。

アメリカは、軍艦、戦闘機、軍事施設に核兵器がある

かどうか「認めもしないし、否定もしない」と語っているが、それは非核三原則の「持ち込ませない」に違反しています。日本は、自国内に核兵器があるという事実を知っているのではないのでしょうか。

一九八八年二月、二隻のアメリカ軍艦「バンカーヒル」「ファイフ」が横須賀に入港しました。この二隻とも核ミサイル「トマホーク」を積載していました。「トマホーク」を発射できる軍艦がアメリカ国外の港を母港にしたのは横須賀が初めてのことです。これはレーガン大統領とゴルバチョフ書記長との合意によってINF（中距離核ミサイル）がヨーロッパに配備できなくなったためだと、私は見えています。

日本は自国内では核兵器を製造していないが、西側諸国に核爆弾をつくれるほどの濃縮プルトニウムを供給しています。一九八七年四月、日本の国会は日米原子力協定を結びました。この協定によって、日本はアメリカの事前承諾なしにイギリスとフランスにプルトニウムを供給できるようになりました。

日本は、兵器を輸出してはならないという原則を持っているが、この原則では日本の軍事産業の唯一の市場は自衛隊ということになります。一九八八年六月アメリカ

国防長官フランク・カルチと日本の瓦防衛庁長官は、新たなジェット戦闘機であるF5Xの共同開発を決定しました。これは日米共同軍事開発の始まりを意味します。

また、一九八八年六月アメリカ国防省は、日本企業と共同でSDIの開発のために三〇〇万ドルの契約を結んだと発表しました。

こうした共同事業契約によると、日本はアメリカのみ軍事輸出が許されるのですが、このこと自体、原則からの重大な逸脱を意味しており、歴史が示すとおりその逸脱は際限ないものになるのです。

一九七六年、日本政府は軍事費のGNP枠一%を初めて採用しました。ところが、中曽根政権は一九八六年にその枠を破り、一九八七年の軍事費はGNPの一・〇〇三%になりました。一九八八年には、一・〇一三%になりました。この数字だけを見ると大したことはないように見えますが、アメリカドルに換算すると三〇〇億ドルにもなり、核保有国のなかでは第五位、非核保有国のなかでは西ドイツに次いで第二位の軍事大国ということになります。

太平洋という視点から見ると、この日本の新たな変化は今後一〇年間あるいは二一世紀へ向けての良い前兆と

は言えません。

二一世紀へ向かう上で、日本の人々と政府に問われている問題は、

① 日本はどちらの超大国からも距離を置いて、国際的な核軍縮へ向けてイニシアチブを発揮できるでしょうか。

② 日本は隣国の人々の権利を認め、人間生命の尊厳や神聖さを尊重するという点で国際的に尊敬される民族になれるでしょうか。

③ 日本は、その先住民族であるアイヌに対する差別的な法を撤廃することで、太平洋地域の諸国をリードできるでしょうか。

④ 日本は人権がその国で擁護されている場合にのみODAを与え、軍事的抑圧的諸国にはODAを供与しないということを守れるでしょうか。

⑤ 日本のODA配分は、ODA被援助国や日本の「利害」によってではなく、被援助国の「必要性」に基準を置くことができるでしょうか。

これらの問題点がすべてだというわけではありません。しかし、日本が今後さらに外に目を向けて行く以上、一定の基準が必要となってくるので、こうした問題を無

視することはできません。この世界先住民族会議の参加者たちが自ら、これらの問題点に建設的な回答を見いだしていけると私は信じています。

すべての参加者がこの会議で、意見を語る機会が与えられるでしょうし、その機会が賢明に使われることを願っています。これから一週間のハードワークがありますが、創造主と我らの先祖たちが私たちと共にあり、良き導きを与えてくれんことを祈ります。

(トンガ語で) どうもありがとうございます。

(非核独立太平洋運動事務局長)



基調講演

アイヌ民族の歴史

萱野 茂

祖母にアイヌ語を教わる

私は、一九二六年 アイヌモシリ 今の呼び名は北海道の南側、太平洋に面した沙流川のほとり、平取村二風谷というところに生まれました。

両親共にアイヌ民族で、私が生まれたときに八十歳になる祖母がおり、当時のアイヌ婦人の風習がそうであった。口の回りに、いれずみをしていた人でした。

その祖母が幸いなことに長生きをし、私が二十歳になるまで一緒に暮らし、アイヌ語の総て(すべて)と 言っても良いほどアイヌ語を教えてくれたのであります。

そのような訳で、私は一九八九年現在、アイヌ語を聞いて理解できて、しゃべれるアイヌとして、一番若い方のアイヌということになります。

家庭教師的な存在の祖母は日本語を全くしゃべること

が出来ず、孫である私との会話は完全にアイヌ語だけ、私自身は、父や母、そして、兄たちとの会話は日本語なので、何時の間にか、アイヌ語と日本語を同じように覚えてしまったのであります。

しかし、何かものを考える時、あるいは、しゃべろうとする時は、アイヌ語で考え、それを日本語に直してしゃべるので、たぶん私の基本的考え方は、アイヌ民族であり、アイヌ語であろうと思っています。

そのような訳で、日本語を覚え 教えられた過程を言いますと、アイヌ民族にとってはうれしいものではありません。

願わくば、今日のような 世界先住民族会議にアイヌ語でしゃべり、それを多くのアイヌ民族が理解してくれるとするならば、しゃべる私も、聞いてくれる アイヌ達もどんなにうれしいことではありませんか。

どれいとして

先祖が歩んだ道

ここで私は自己紹介という形を取りながら私の先祖が歩んだ苦難の道程の一端を述べますが、萱野 茂という一人のアイヌの先祖のことは、とりもなおさず アイヌ

民族共通の苦難といえるからです。

時は 一八五八年 今から 百三十一年昔のこと、私どもの村へ 数人の日本人の侍がやって来ました。そして、言うことは、日本人が経営している魚場の労働力として働けるアイヌ人を出せ、ということでした。

刀の柄に手をかけて言うことを聞かなければ 村人全部を斬り殺す、ということでした。

おどろくことに、当時の記録によると、ニプタニ、ピパウシ、カンカン 三つのむら 合計戸数が、二十六軒、人口 一一六人でした。その一一六人のうちから、男女の關係なく、働けそうな若者を中心に四三人を強制徴用し 北海道の東の端、厚岸へ連れて行っています。

村で残された者は、七三人、そのほとんどは、老人や子供ばかり、一人前の者が揃ってしてくれるならば、何と自由ないアイヌのむらでありましたが、これだけの者が強制連行された村は、潰滅状態であったでしょう。

私の祖父 トツカラム

連れ去られた四十三人のうちの一人に、私の祖父 トツカラム という者が、最年少の十二歳で連れられて行っているのです。

年端（としは）もゆかぬ トッカラム少年は厚岸へ着いたその日から、自分の村、ニプタニへ帰ることばかりを考えていました。

朝は星のあるうちから、夜は足元が見えなくなるまで、文字どおり、朝の暗いから夜の暗いまで という苛酷な労働でありました。

苛酷な労働と、望郷の念にかられた少年、トッカラムは、怪我をすれば 家へ帰してもらえろと思ひ、自分も持っていたタシロという刃物で、自分の指を斬り落とそうと考へたのです。ある朝のこと、まないたの上へ、指をのせて、斬ろうとしたが、痛さを思うと、体がふるえて、斬ることができませんでした。

次の朝、目を閉じて、エイッ とばかりに自分の左手の人差し指を斬ったのです。

小さな指は、パチーン と飛んでしまい、痛さは覚悟の上であつたけれど、子供のこととて、大声を上げて泣きました。

声を聞いた日本人である親方が走って来て切れた指を見て、「なあーんだ指の一本ぐらい塩をまぶしておく、すぐ治る」というものでした。

これほどの大怪我をしたのだから、家へ帰れと言われろと思つたのに、塩をまぶせと言われ、痛さは倍にも三倍にもなつたことでしょう。

指の傷は思ひのほか早く治り、トッカラムはがっかりして、毎日働いていました。

しかし、トッカラムには、もう一つ別の事を考へたのでありますが、それは何かという、毎日たくさん捕れる魚の中に、ふぐ、がまじつていたので、その胆汁をしばらくとって体じゅうに塗りつけたのです。

何度か繰り返しているうちに、体の皮膚が薄黒い黄色になり、今の病気で言う、黄だん症状に見えたわけです。

それを見た日本人の親方は、トッカラムを村へ帰したのです。

帰つてきた トッカラムを見た両親は、少しはよろこび、左手の人差し指が付け根から無いのを見て、おどろきと嘆きは、いかほどであつたか想像もできません。

祖父、トッカラムの写真を見ると、左手の人差し指の付け根から無いのが はっきり分かります。

この写真は孫の私に残したというよりも、民族の痛みの証拠として、残されたもののように、思われてなりま

せん。

父の話

しゃげの密漁といわれ

次は、父の話に移ります。

私の父は、アイヌ風の行事に精通していた男で、事あるごとに、私の手を引いて、いろいろな、行事の場所へ連れて行ってくれました。

それが、アイヌ風の特別な葬式の場合であるとか、イヨマンテ という 熊送りの場であるとか、今にして思うと、祖母と共に良き家庭教師であったと思います。

アイヌ風の行事ばかりでなしに、狩猟民族としての心も残っていたらしく、他のアイヌが、日本政府から押し付けられた農業に精を出しているのを横目で見ながら、よく、しゃげ捕りをして、いたものです。

しゃげのことを、北海道では あきやじ と言いますが、アイヌ語ではシエベ、シ＝本当に、エ＝食べる、ペ＝物、本当の食物、主食と呼んでいたものです。

その主食である しゃげを捕りに父は毎晩まいばん川へ行って捕ってきては 私ども子供や、近所のお年寄りに食べさせていたのです。

それは、昭和七年の秋、一九三二年 今から 五七年昔の秋のこと、私もまだ小さい子供でした。

家の中で、父や母、そして姉、それに先ほど話をした祖母などといった所へ、建て付けの悪い板戸をがたがたと開けて 日本人の巡査が 入ってきたのです。

そして、父に向かって「清太郎 行くか」と 言ったのです。

子供である私は、何が何やら分からないでいる目の前で、父は板の間へ ひらぐものように ひれ伏して、はい行きます、と答えたのです。

顔を伏せている父の目からは、大粒の涙がぼとぼと 板の間へ落ちるのでした。

子供の私は、片目の父の両眼から涙がこぼれるのを見て、あれっ、目玉のない方の目からも涙が落ちた、と、その瞬間には単純にそう思いました。

しかし、次が大変でした。毎晩のように父が捕ってきていたあきやじは 日本国の法律によって、捕ってはならない魚とされていたのです。父は密漁のかどで逮捕されたわけです。

父は私の目の前で巡査に連れられて家を出て、平取の方へ歩き始めたのです。そこではじめて事の重大さを子

供ながらに悟った私は、泣きながら父の後を追いかけてきた。

父は何度も後ろをふり返りながらも、巡査にせきたてられて、ずんずんはなれて行ってしまいました。泣き叫ぶ私を追って来た大人たちは、「すぐに返って来るのだから泣くんではない。」と言って私をなだめるのですが、大人も私以上にはげしく泣いていたのを、今でもはつきりと、記憶しています。

アイヌはあきやじのことを、シペⅡ主食と考えていたのです。日本人は勝手に文字の読めないアイヌ民族に、一方的に法律なるものをおしつけて、主食を捕る権利さえ奪ってしまったのです。

アイヌ民族が死に絶えることなく生き続けてこれた理由の一つには、食糧を十分に手に入れることが出来たからでありました。

アイヌの主食は、しゃけとしか肉で、特にしゃけの場合は、保存用に大量に必要な場合の物は、産卵後の物を捕り、自然の摂理にしたがって捕獲し生活していたのです。

家族が食べる分だけのしゃけを、毎日捕ったからといっ

ても、しゃけが減るものでないことを、アイヌ自身は知っていたのです。

そのころ、しゃけが減ったのは、日本人の乱獲が原因でした。日本人がつくったしゃけの禁漁という法律は、しゃけを主食としてあてにして生活をして来たアイヌにとっては「死ね」というような法律であったわけです。

アイヌ側から見ると悪法であり、まるで「羽のはえてないひな鳥に、餌を運んでいる親鳥をなぐり殺すような」法律でした。

あの時に、父が流した涙は、先住民族アイヌが持っていた権利を、数や力で奪われた民族の無念の涙であった、と、私は思っています。

三言言葉の話

先に死ねたら幸せだ

次は、アイヌ語、言葉の話に移ります。

時は昭和二八年 一九五三年、今から三六年前 私どもの村に本当に昔ながらのアイヌ語を知っていた、仲の良い三人の老人がおりました。

一人は、私の父、日本風の名前を清太郎、アイヌ風の

名前は アレッアイヌ、次の方は、日本風の名前が 国松 アイヌ語の名前を、ニスレル、もう一人の人は、日本名を一太郎、アイヌ名を、ウパレット、といいました。

アイヌ語から日本語へ移る言葉の狭間（はざま）に生きた証でもあるかのように、日本語とアイヌ語の ふたつの名前を持った男たちでありました。

三人の、仲良し老人が集まると、どんな話を話すかというのと、俺たち、三人のうち、一番先に死ねた者が最も幸せだ、なんとか先に死にたいものだ。

先に死にたいという大きな理由は、残った二人のものが、アイヌ語で引導渡しの言葉から、葬式の道具まで間違いなくやってくれるであろう。

そうしてもらえる事によって、アイヌ民族が考えている神の国、先祖が待っている国土へ行くことができるであろうという願望があったること、でありました。

一番先に死ねた者は、私の父でありました。父が生前望んでいた通りに、残った二人のうち、国松さんが、アイヌ語で引導を渡し、アイヌの墓標で父の葬式をしてくれたのであります。

人間、この世に生を受け、幸せである、不幸であるに

かわらぬ。先に死にたい早く死にたいと願う人間がいるでしょうが。

それを、自分の母語、アイヌ語の引導渡しの言葉を聞きたいばかりに、欲しいばかりに、先に死にたいと願ったのであります。

それほど、その民族にとって民族固有の言葉というのは大切なものであります。

おそらく、この気持ちには、言葉を奪われたことのない大多数の白人や、日本人には理解できないでありましょう。

しかし、今日、この場へ来られた先住民族の中では、大なり小なり私がしゃべったことに共感をおぼえてくださったのではないのでしょうか。

自己紹介をかねたアイヌ民族苦難の歴史については、一応これで終わらせ、話を次へ移させていただきます。

ペシツ 波紋とということ

アイヌ語でペシツという言葉があります。それは、波紋という言葉で、池の面に落ちた一粒のしずくが波紋を広げ、もう一度元へもどります。

今日、この場所、この会議へ来られた方々は、一粒のしずくであったとしたならば、アイヌ語でいう、ペシツのように、自分の国で自分の民族に言葉という波紋を広げ、それぞれの民族がもっていた権利回復につとめようではありませんか。

民族として、自覚し、意識を持った人が、行動を起し、動いてはじめて、点は線になり、線が面として広がっていくのです。

どんな立派な考えをもった人でも、一人ぼつんと立っているのではなく、ある人がもう一人別の人に語り、語る人や叫ぶ人が多くなれば、世論になって広がるのであります。

あなたも私も、君も僕も、声を大にして叫ぶことによつて、一緒に歩く人が多くなり、我も、われも、と続いて歩き、そこが自らの道になるのであります。

しかし、成果はあくまで私共先住民族が主体であり、主人公でなければならぬし、団結しなければなりません。

よく、多数者が少数者を支配する場合の常套手段として用いるやりかたは、内部分裂をさせる、つまり内輪もめ、内輪けんかをさせられることであります。

その手にだけは乗らないように、お互いに注意したいとおもいます。

その意味でも、みんなの力を結集し、連帯し、権利回復のために、どの国の、どの原住民が、どのように論理的に、ことを進めているか、情報交換を密にしようではありませんか。

「情報こそは力に変わる」という言葉は昔も今も変わらないと思っています。

外国に行つての経験

一般的な話はこのくらいにして、あとは断片的な話に移つて行きたいと思ひます。

私は今まで、よその国に一七回いききました。のべ日数にすると、一八〇日になっています。そのうちカナダには五回も行ったのです。カナダという国は私が大変好きな国の一つであります。

外国へ行く目的は、少数民族との交流、そして、どのように扱われ、どのような生活をしているか、権利はどうなっているのか。それを知りたいと思ひ、出かけていくわけであります。

今年には、五月には、ソビエトに行きました。アムール

川流域のナナイ族との交流をしてきたのであります。

そこへ行って、その人たちがどのようにソビエト政府から扱われているか、それを勉強してきたのであります。

行ってお話しを聞いてみると、北海道で私たちアイヌであれば、一匹、たった一匹のニキロか三キロのあきやじを獲っても、手錠をかけられて、その晩一晩はただ泊められることになります。

それなのに、ナナイ族のみなさんは、一人につき四〇キロまでは獲ってもいいという事を聞いてきました。

アムール側という川は、一〇二種類の魚がいると聞いてきました。そういう意味では、一人に四〇キロというのは、十分ありあまるほどの数量だというふうに言うておりました。

その次に、六月にはカナダのホワイトホースへ行ってきました。その時に一人の九二才になる日本人のおばあさんに会ったのであります。そのおばあさんのお話しを聞くと、カナダ政府が今から四〇何年まえの終戦前後に、日本人を集めて、あちこちへ強制収用したことに對して、それを詫びて、カナダ政府の総理大臣に相当する人の名前で、そのおばあさんに詫び状を書いたのであ

ります。

そういう意味で、日本政府よ、もっともつとアイヌに目をむけて欲しいと私は願うものであります。

今いる日本人が悪いのではなくって、先祖が犯した罪を、今、この場所ではなくても、ある場所を選んで、その場所で「どうもすみませんでした。われわれの先祖が犯してきた罪を今、ここで悔い改めよう」と、そういう気持ちになる日本人、日本政府の役人はおらないでしょうか。

そういう意味では、ついに七月には、オーストラリアに行ってきました。オーストラリアの先住民族のみなさんともお話しをしましたが、そのときは、通訳さんがまだちょっと若い人でしたので、聞きたいことを十分には聞くことができせんした。

そういう意味では、もう一度行ってゆっくりとお話を聞いてきたいなあとなんかふうに考えておりますが、むこうにいる人たちも、それぞれ権利はきちつと認められているかに聞いてきました。

そして、今日この場所へきておられる先住民族のみならず、他の大多数のみならず、つまり日本人のかたがたへお願いしておきたいことがあります。

民主主義というものは、頭数さえ多ければそれでよし、少数者の意見を無視するものではなく、少ない人たちの話にも耳を傾けてほしいものであります。そのようなことで、少ない人の意見にも耳を傾けるとするならば、本物の、まことの民主主義が生まれるのではないのでしょうか。

世界は広いけれども、乗物が 早くまりました。短い時間で、どこの国にへでも 行ったり来たりすることができる 世の中。

原子力発電をめぐって

おしまいにもうひとつ。よその国へ行った話をします。四年前にスウェーデンに行きました。

そのときに、サミー族のみなさまに会ったのであります。その時にソ連のチェルノブイリの原子力発電所の爆発によって、山や、川や森、林、全部 汚染されてトナカイの肉を食うことができない、そのように嘆いていたのを見てきたのであります。

そのときに 私は話を聞いていて、ずっとずっと遠いところの話ではないでしょうか、そのように考えてきたのであります。今年、春から北海道でも原子力発電所

が一つ、動き始めました。

この発電所というのは、本当に 今 北海道にとって、世界にとって、みなさま先住民族が 暮らして居られるその場所にとって、原子力発電所というもの、本当に必要でしょうか。

日本風のことわざに、身にふりかかる火の粉は払わなければならぬ ということがあります。しかし、核で汚染された、原子力発電所、爆発したその放射能というものは、味も匂いも、目にも見えません。

目にも見えない、味も匂いもしない、そういう 火の粉を 振り払うことは、どんな人間にもできないと思えます。

その、目に見えない 火の粉 をつくる その元になるものを 今、われわれ、この世に生きているものの子供や孫たちのためにそういうものを作らせない、動かせない そういう運動を展開しようではありませんか。

二 風谷ダムについて

ここで話を、ぐっと私の手元に引き寄せます。沙流川の平取町二風谷、みなさん あさっていきます、そのそばでダムを造っています。

そのダムを造る理由が、きちっとその展望台に書かれてあります。いわゆる洪水調整、水道が足りない、畑の灌漑用、なにになにというふうになんべ立ててはあります、どれ一つとつても、われわれ現地、地域住民にとっては必要のない項目をならべてあります。

国がやることでありますので、たぶん私がいくら反対してもとまらないであります。しかしアイヌが持っていたしゃけを捕る権利だけを返してくれ、と私は呼び続け、貝沢正さんという私の先輩と共に、たった二人、まだはんこをつかないでがんばっております。

ダムということ、先住民族のみなさんが考えると、あるいは小さいことであるかもしれない。したがいまして、このことはこのぐらいにして、とめます。

おしまいに、国際交流というのは、その国のことばを話せるから、その人と話をできるから国際交流ができるというものではありません。いつでもどこでも、外国から見えられた方を暖かくもてなす、それが真の国際交流である。と私は考えております。

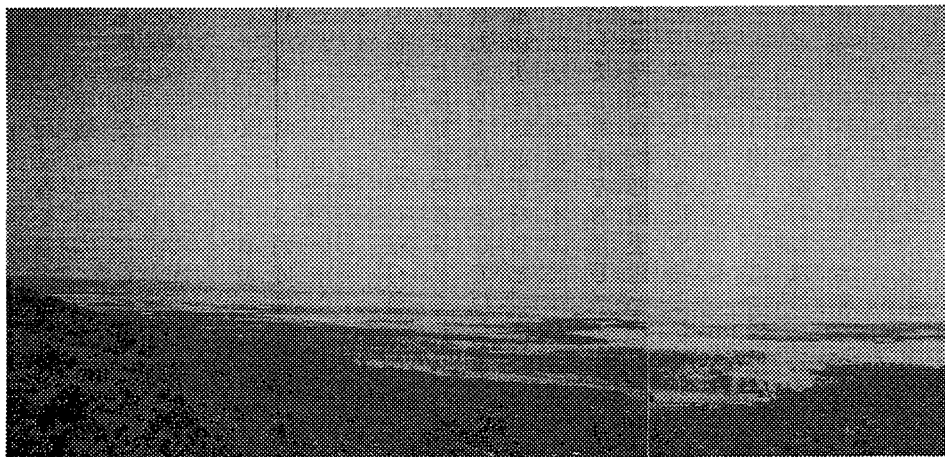
そのような意味では、このように大勢のみなさまと

一堂に会してお話しをできるということは私、アイヌ、一人のアイヌにとつてこんなうれしいことはありません。もうすこししゃべりたいことが、ありますけれども、一週間という日時が残っております。いっぺんに出してしまうと次の話のたねがなくなるのではないのでしょうか。そのような意味で、私のへたな話を立派な通訳の先生方が皆様にお話しをしてくださったことを心よりお礼を申し上げます。本当にご清聴ありがとうございました。



世界先住民族会議

アイヌモシリ(北海道)宣言



わたしたち、オーストラリア、ペラウ、ブラジル、カナダ、東チモール、グアム、グアテマラ、ハワイ、マレーシア、西ニューギニア（西バブア）、フィリピン、タヒチ、台湾、トンガ、アメリカ合衆国、ソ連邦の先住民族は、一九八九年八月七日から一四日までアイヌ・モシリ（北海道）に集まりました。

わたしたちは、インド、スリランカ、日本の非先住民族の参加者を仲間に加えました。これは、日本において先住民族が主催し、先住民族のために開かれた最初の世界先住民族会議です。アイヌ・モシリ（北海道）のアイヌ民族は、わたしたちを受け入れ、わたしたちが札幌、二風谷、釧路と移動するたびに、かれらの精神と共同のくらしをわかちあたえてくれました。

わたしたちは、わたしたちにこのようにあざやかに示されたアイヌの不屈の魂によって、心からの感銘を受けました。

日本の政府がアイヌの存在をながいあいだ、途絶えることなく、あらゆる面にわたってなきものにしてきたにもかかわらず、かれらがかれら自身の郷土で一つのまとまった文化をも着統一体として生きつづけていることは、まったく明らかです。アイヌ民族の諸権利を、このように計画的になき

ものにしよと企てに直面しながら、アイヌ民族が文化を守っていきつづけてきたことは、わたしたちの先住民族としての正義にもとづく共通の道理を世の中に知らせるための話しあいにとって、非常に積極的な雰囲気をもしだし、わたしたちの決意をつよめるものでした。

わたしたちは全員一致してアイヌ民族の次の要求を確認し、日本政府が、これらについてただちに行動することを求めます。

1 わたしたちアイヌ民族をアイヌ・モシリ（北海道）の先住民族として認めること、北海道旧土人保護法を廃止すること、そしてわたしたちが提案している新法を制定すること。

この新法は、わたしたちアイヌ民族の先住権を認め、民族としての尊厳を尊重し、わたしたち自身の文化と、わたしたちの文化と伝統的価値にもとづく生活の発展を保障すること。

2 わたしたちアイヌとの協議なしには、アイヌ・モシリ（北海道）の開発をおこなわないこと。

3 とりあえず、わたしたちアイヌ民族へアイヌ

・モシリ（北海道）のすべての公有地を返還することによって、アイヌ民族の先住土地権を保障し、保護すること。

4 サケの捕獲についてのわたしたちの権利を認め、ただちにわたしたちとこの件に関する協議を開始すること。それは、アイヌ・モシリの先住民族としてのわたしたちの譲り渡すことのできない権利であるから。

5 二風谷ダムの建設を中止すること、そして、ダム用地のアイヌの所有者とただちに協議すること。

6 原子炉から産み出される高レベル核廃棄物研究貯蔵施設を、幌延に建設する計画を撤回すること。

7 最近、泊に建設された原子力発電所の操業を中止すること。

8 日本だけでなく世界中の博物館、研究施設に所蔵されているわたしたちの祖先の文化的財産、文化的意義のある物品および遺骨で、わた

私たちの合意なく持ち去られているものを返還すること。そして、東京と北海道にアイヌ文化センターを建設すること。

9 わたしたちアイヌ民族がこうむった不正、虐殺、搾取に対して謝罪し補償すること。これと関連して、わたしたちは過去および現在において、日本政府によつて差別され、抑圧され、搾取された人々にも同様の謝罪と補償を要求する。

10 現に、よその先住民族に多くの苦悩をもたらしている経済活動および海外開発援助を中止すること。

11 先住民族およびその他の少数者集団を含む正式協議機関を設立し、日本列島社会における、ことなつた民族および文化集団のあいだの平和的な共生と相互尊重を促進すること。

12 国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会において、北海道ウタリ協会と市民外交センターの代表が一九八九年に行なつた発言に反論して、日本政府が行なつた次のような声明を撤回すること。

i 日本の民主主義の性質が、少数者に対する一種の「独裁」であると批判するのは理由がないこと。

ii 日本の政府と地方公共団体は、アイヌ民族の社会的、経済的地位の向上のために巨額の特別な財政支出を積極的におこなつてきている。

iii 二風谷ダムの建設にさいしては、二風谷のアイヌ文化を保存し、発展させるためにいくつかの事業を計画しており、その中には居住地域と社会福祉の改善事業が含まれている。

このような声明は、わたしたちアイヌ民族の歴史と実情を意図的に歪曲して表わすものであり、わたしたちを抑圧している現実をおおいかくすものである。

そして、上記の声明に責任を負うべき、この小委員会の日本人委員、波多野里望氏を、別の先住民族問題に理解のある、より適切な人物と交代させること。

アイヌの代表による

アイヌモシリ宣言

世界先住民族会議を組織し、そこに代表として出席したわたしたち、アイヌ・モシリ（北海道）のアイヌ民族は、次のようにわたしたちの精神を表現し、わたしたちの権利を宣言します。

この世界先住民族会議の実行委員会委員長で萱野茂さんは、アイヌ語で、この会議のために祈りの言葉をおなげました。

タバノ イラウエ タバナツネ イラウエ ソモ
ネ ナンコロ モシリ ソカシ エロツトロツ カ
ムイ コロ イラウエ ネチネ ナンコロ ナワネ
ヤットネ ネイタ バクノ チコロ イラウエ シ
ベツテツベ ネルウエタバノナ コンカミナイ

その意味は、「わたしたち目に見える人間が、この会議を開催することをねがったものだとは、わたしには思えません。まことは、この大地の神々が、わたしたちの助けを求める叫びに目を覚まし、わた

したちをここに集めたのだと思います。ともにこの機会を十分に用い、わたしたちの団結を石より強いものにししましょう。わたしはわたしたちのよりよい未来のために祈ります。」

非核独立太平洋運動の事務局長であるロベティ・セニトウリ氏は、海外からの参加者を代表して彼の基調報告の中でこうのべました。

「海を越えてやってきたわたしたちは、わたしたちと一緒に、自分たちの民族の涙をはこんできました。わたしたちは、差別というおなじ悲しい物語をはこんできました。」

わたしたちは、わたしたちの土地が盗まれたというおなじ悲しい物語をはこんできました。わたしたちは侵略者によって残虐に鎮圧された蜂起の、おなじ悲しい物語をはこんできました。わたしたちは、わたしたちの祖先の土地で二級の市民であるという、同じ悲しい物語をはこんできました。

しかし、わたしたちはまた、悠久の昔からわたしたちすべてをまもってきた内なる精霊を、わたしたちと一緒にはこんできました。わたしたちは、かならずや生きつづけ、栄えを見ることができるという信念を、わたしたちと一緒にはこんできました。わたしたちはまた、わたしたち一人一人が、先住民族であるかないかを問わず、正義と平和への不滅の愛

をもっているという確信をこめたオリブの枝を、わたしたちと一緒にはこんできました。”

だれがわたしたちはその悲しみをはこばせたのでしょうか。

なぜ、わたしたちはわたしたちの歴史を涙と共に語らなければならぬのでしょうか。

わたしたちはわたしたちの悲しい苦しみにみちた歴史のおなじ道で踏みつけられてきました。そしていまも踏みつけられつづけています。

この悲しい歴史は、わたしたちの祖先が創造主たちから直接に受け取ったわたしたちの大地を、侵略者たちがわたしたちからうばいとったときに始まりました。それは、わたしたちを育て、生かしてくれてきた大地であり、わたしたちが、わたしたち自身の子孫へ手渡していかなければならない大地です。

侵略者たちは、異なつた神をもつてやってきました。そして彼らは、大地をとおして、わたしたちがもつわたしたちの神々との霊的な交わりをかれらのものより劣つたものとみなしました。

侵略者たちは、異なつた武器を持ってやってきました。わたしたちの武器である弓と矢は、わたしたち自身の生命を守るためのものでした。しかし、侵略者の武器は、わたしたちを破壊するためのものでした。

侵略者たちは異なつた法をもつてやってきました。わたしたちの法は、わたしたちの大地を美しくみりゆたかに保つたためのものでした。わたしたちの法は、わたしたちがわたしたちの大地をよろこばせるためのものでした。

しかし、かれらの法は、わたしたちの大地をひとかけらずつに細分化することを企てるものでした。そして最後には、美しい風景を不毛の荒れ地に変えることを企てるものでした。

わたしたち先住民は、わたしたちの大地が破壊されつづけているかぎり、涙を流すのをやめることはいけません。

わたしたちは、わたしたちの歴史とわたしたちがそこで生きてきた大地について語りました。わたしたちは、連帯の心でお互いに抱きあいました。

いま、わたしたちは怒りをあらわさなければなりません。そして、わたしたちの祖先が教えてくれた愛を取りもどさなければなりません。

わたしたちは、この傷つけられた地球を癒すために力をつくすことを厳肅に誓います。そうすることによって、わたしたちはわたしたちの魂のうちに安らぎを取りもどすように力をつくすことでしよう。

(以下略、前ページの1〜12に同じ)

私たちの宣言

多民族共生を願う

日本人の立場から

〈前文〉

私たちは、一九八九年八月七日から八月十四日まで、札幌・二風谷・釧路で開かれた世界先住民族会議に参加し、世界の先住民族が生存を脅かされる程の侵略を受け、そのような現実に対して激しい闘いを続けていることを知った。同時にその侵略的な行為に、日本政府、企業が深く関わっていることを知った。

私たちは、世界の先住民族そして日本の先住民族であるアイヌの訴えに真摯に耳を傾け、彼らと共に生きる世界を創造するための方法を考え、行動を始めるための小さな一歩を踏みだそうと思ひ、日本人による分科会を持った。

私たちは、痛みをもって私たち自身が何者である

かを見定め、今ある差別抑圧の関係を変えていくために、次の宣言を行い、この宣言が提起するすべての問題に対し、行動によって応える責任を負う。

〈宣言〉

私たち日本人は、過去、現在にわたって、アイヌから命はもちろんこと、アイヌモシリという大地から土地や資源を奪い、豊かな言語や文化や思想を奪い続けています。アイヌは、日本の先住民族として承認され、奪い取られたすべての権利を回復し、アイヌが望む未来をアイヌ自身が選ぶことができようになればと考えます。

更に、私たち日本人は、アイヌに対する侵略を認め、その歴史のすべてに対して責任を負うものと考えます。

私たち日本人は、人と大地と神々とは結びついたアイヌの気高い精神に学び、アイヌ大地とのかかわりの中に新しい価値観を見いだし、共に未来を切り拓いていきたいと考えます。

私たちは、以上の考え方はアイヌとの関係だけでなく、日本の国内と世界に存在するあらゆる携帯の差別と侵略に対し積極的に適用されるべきものである

ると考えます。

へ日本国会及び日本政府に対する要求

日本列島に生きるものとしての私たちは、以上の宣言の考え方に基つき、私たちの意志が当然に反映されるべき日本国会及び日本政府に対し、次のことを要求します。

- 一 アイヌ民族は自らの意志に基づいて未来を決定する権利を有する先住民族であることを承認すること。
- 二 アイヌ民族に関する新しい法律を早期に制定するように努力すること。
- 三 公教育の中でアイヌの歴史と現在についての教育を行ない、アイヌが自らの言語、文化、歴史を教え学ぶ権利を保障すること。
- 四 先住民族の自決権を定めたILO一〇七号条約を批准すること。
- 五 資格、人格ともにその役割にふさわしくない波多野里望氏を国連人権委員から解任し、その選任にあたっては被差別少数者の意見を尊重すること。

一九八九年八月十四日

八月十二日の全体会議のなかで
日本人の一人の発言をめぐる論議

八月十二日、全体会議の中で、日本人参加者の一人の発言によってひきおこされた論議について、私たちは全体会議の後に討論を行ない、以下の確認をしました。

- 一 先住民が直面している現実やそれに対する日本の責任について、私たち一人一人の意識や認識の間にはまだまだ多くの克服すべき問題が横たわっていること。
- 二 克服すべき問題を解決するためには、わたし立ち自身の弱さや不十分さときちんと向き合う必要があること。
- 三 一、二にあげたことを共有し、先住民族の支えと協力を得ながら宣言の実現に努力すること。

一九八九年八月一日

世界先住民族会議

決議

前文

世界中の多くの民族からやってきて、わたしたちは、差別という同じ悲しい物語、大地を奪われたという同じ悲しい物語、侵略者によって残虐に鎮圧された蜂起という同じ悲しい物語、わたしたちの先祖伝来の土地で第二級市民とされているという同じ悲しい物語をわかちあった。

わたしたちはまた、わたしたちを悠久の昔からまもりつづけてきた内なる精霊をわかちあった。

この会議を待ち望んでいたのは、わたしたち生命に限りある人間だけではないと信じるわたしたちは、この地球の神々が、わたしたち自身の危急の叫びに目を覚まして、わたしたちをここへ集めてくれたのだ、と深く感じた。わたしたちの連帯を岩のように固くする機会を得て、よりよい未来のために祈った。

わたしたち、一九八九年八月七日から一四日までアイヌモシリ（北海道）で開かれた世界先住民族会議の参加者たちは、祖先たちの導きによって出会い、彼らの魂によって力を与えられ、ここに、以下のことを決議し採択する。

I 熱帯雨林の計画的な破壊に関して

以下のことが決議された。

現在、ブラジルのアマゾン地域、フィリピンのコルディリエラ地域とカガヤン溪谷のシエラ・マドリ山脈、マレーシアのサバとサラワク、その他の諸地域で、政府と企業が、アジア開発銀行、国際通貨基金、世界銀行、ヨーロッパ経済協同体、多国間金融機関の出資によって、熱帯雨林の濫伐と大規模破壊をおこなっている。そして日本が、こうした金融諸機関に出資し、森林資源を先頭に立って輸入している。そして、こうした破壊は、森林伐採、鉱物採掘、ダム建設といった形をすすめられ、それによって世界の先住民族が、かれらの土地に住む権利を奪われている。そして、破壊の進み方は日増しにはやくなり、森林と先住民族の生存にたいする大きな脅威となっているとみなされるので、

- 1 日本は、第三世界諸国からの木材製品と鉱物資源の輸入を中止すること。
 - 2 日本のメディアは、日本企業の海外投資を監視すること。
 - 3 木材伐採、鉱物採掘、ダム建設によって破壊された全ての土地と森林に対して正当な再査定と補償がおこなわれること。
 - 4 国際木材管理機関は、わたしたちの地域での伐採計画に関係するすべての記録を公表すること。そのなかには、木材の採取と取り引きをおこなう地方の企業もふくまれていること。
 - 5 国際連合は、多国籍企業のすべての活動を監視し、地球環境をかつてに破壊する行動に対しては規制すること。
 - 6 多国籍金融機関は、先住民族が自らの必要と能力におうじて発展する資質をもっていることを認めること。この認識とともに、これら多国籍金融機関は彼らが持つ発展のための資金を、正統性をもつ民族の運動が自分たちの発展計画にしたがって使用するために提供すること。
 - 7 開発計画によって脅かされている先住民族が、情報をわかちあひ行動をとるにするための、共同ネットワークが作られるべきこと。
- * この決議文が以下のところへ送られることも

合意された。

- ― 日本政府
- ― 日本のメディア
- ― 国際木材管理機関
- ― 多国籍金融機関
- ― 国際連合
- ― 環境諸団体

II 文化発展のためのユネスコ十年計画に関して

以下のことが決議された。

文化発展に関する一九八八―一九八九年のユネスコ宣言の見地に立ち、
 全ての国連加盟国は、宣言された一〇年の間に、
 優先して自国の先住民族の「文化発展計画」をつくる必要があること。

III 有毒産業廃棄物の国際的取り引きに関して

以下のことが決議された。

有毒産業廃棄物の国境を越えた移動に関するバ

ゼル協定は、以下の事実を根拠にして非難される。

1 この協定は、有毒産業廃棄物の取り引きを全面的に禁止するかわりに、たんに規制しているにすぎない。したがって、この死をもたらす取り引き形態を助長することになる。

2 この協定は、ほとんどのばあい有毒産業廃棄物の受け入れ先となる第三世界諸国住民を、さらに被害者化する役割を果たしている。

IV 放射性核廃棄物の海洋投棄に関して

以下のことが決議された。

1 ロンドン廃棄物協定を調印したすべての国は、放射性核廃棄物の海洋投棄差し止めを守り続けること。

2 したがって、日本政府の自国原子炉から産みだされる放射性核廃棄物を太平洋に捨てようとする計画は非難されるべきであること。

V オーストラリアのアボリジニに関して

以下のことが決議された。

1 この会議は、先住民族の民族自決の至上権を支持し、一七八八年イギリスに侵略されるまでオーストラリアには定住するものはなかったと述べる「無主の地」という人種差別者の法的虚構を非難する。

2 この会議は、オーストラリア連邦政府および各州政府にたいして、国際的後援の下でもたれる交渉がひらかれ、アボリジニ民族の土地と自決に関する譲ることのできない権利が保証されるときまで、アボリジニ民族に関する新法制定を控えることを求める。

3 この会議は、オーストラリア連邦政府および各州政府にたいして、オーストラリア海軍基地をシドニーからジャビーズ湾に移転し拡張する提案を中止することを求める。また、オーストラリア海軍の爆撃演習のために、ビーフクロフト半島を使用することをただちに中止することを求める。

4 この会議は、オーストラリア連邦政府および各州政府にたいして、アボリジニの統制のもとで適切な犯罪調査機関が確立されるまで、アボリジニの獄中死についての王室委員会を継続することを求める。これまでにかわる監視団を設けないまま王室委員会をおわらせてしまうこと

は、アボリジニ民族への侮辱にとどまらず、警察と刑務所の看守の手によるアボリジニへの殺人を増加させることにつながるだろう。

5 この会議は、また、オーストラリア連邦政府および各州政府にたいして、王室委員会委員長にアボリジニの獄中死に関する十全な調査権および訴追権を与える法的な権限強化策をとることを求める。

VI ブラジル・アマゾンの先住民族に関して

以下のことが決議された。

1 この会議は、ブラジルの北部縁辺部、コロンビア、ベネズエラ、ギアナとの国境地帯を占拠する過程によって生じている、ブラジル・アマゾン地域の先住民族の生死にかかわる脅威を非難する。その占拠は、政府軍と国家安全保障会議によって、「コルハ・ノルテ」という名の計画によって、すすめられている。それは、アマゾン地域に住むヤノマミ族・マクヒ族・チクナ族・ワヤビ族・ツカノ族・その他多くの先住民族の未来の生活への脅迫となっている。

2 「先住民族居留地」をつくった一九八八年九

月の大統領布告は、ブラジル憲法に反するものであり、廃止されなければならないこと。

3 森林に住む人々にとって大きな脅威となっている、リオ・ブランコ（アクレ州）とペルーのカリヤオ（太平洋岸）をむすぶBR三六四道路の建設計画は、再検討されなければならないこと。それには地域共同体の参加が保証されなければならないこと。

4 五万人をこす「ガリンバイロス」（金鉱採掘者）が、先住民族であるヤノマミ族の土地へ侵略することによって生じた、ブラジル政府との共謀によるヤノマミ族に対するみな殺し策は非難されるべきであること。

5 こうした計画のすべてが、多国籍機関（世界銀行・全アメリカ開発銀行・ヨーロッパ経済協同体のような）および民間金融機関の出資によっている事実、ブラジル政府が開発計画によってアマゾン地域を経済的に占拠することを推進する資金を提供している事実を知っているので、わたしたちはこうした出資の一時停止を要求する。

この決議文を、世界銀行の頭取、全アメリカ開発銀行、ヨーロッパ議会、日本の国会に送ることも同意された。

Ⅶ カナダとアメリカ合衆国の先住民族—インディアン—に関して

以下のことが決議された。

- 1 カナダ政府およびアメリカ合衆国政府は、自決権と自治権を認めること。
- 2 カナダ政府およびアメリカ合衆国政府は、先住民族からかれらの土地の権利を奪い、かれらの資源を搾取する、法の制定と実施をこれ以上行なわないこと。
- 3 条約と協定に関する国連調査が、全面的に支持されること。そしてカナダ政府とアメリカ合衆国政府は、先住民族とともに、条約とその他の協定にともなう自分たちの責任にしたがい、それを尊重すること。

Ⅷ 東チモールのチモール先住民族に関して

以下のことが決議された。

- 1 一九七五年一月七日、インドネシアによって行なわれた東チモールへの侵略および軍事占領は、非難されるべきであること。
- 2 インドネシアが東チモールで行なった肉体的

・文化的なみな殺しは、非難されるべきであること。

- 3 東チモールへの移民計画は、ただちに中止されるべきであること。
- 4 世界銀行は、インドネシアの東チモール移民計画にたいする貸し付けをただちに中止すること。
- 5 インドネシア政府は、東チモールでの強制的な産児制限計画をただちに撤回すること。
- 6 インドネシア政府は、一九八八年八月一日に出された、東チモールの国際的開放と東チモールの自決に関する国民投票を東チモールで準備することについての、国連脱植民地化委員会勧告をただちに実行すること。
- 7 国連総会での、東チモールに関する三七〇三〇決議をただちに実行すること。この決議を首尾よく実行するためには、東チモール人民代表たちの完全な形での参加を欠かせないことは当然である。

Ⅸ グアム・チャモロの先住民族に関して

以下のことが決議された。

1 この会議は、グアムのチャモロ民族の自決のためのたたかいを支持する。そのうえで、チャモロ民族の自決権は譲ることのできない権利であることを合衆国政府が認めることを、わたしたちは求める。

2 この会議は、グアムのチャモロ民族だけが、将来のグアムの政治的地位に関する国民投票への投票を認められるべきであるという提案を支持する。

3 この会議は、グアムの教会にたいして、教会はチャモロの文化とことばを破壊しチャモロの人口を減少させる役割をはたしてきたことを認めるよう求める。この会議はまた、教会のせいでチャモロ民族がこうむってきた不正義と苦難について、グアムの教会が正当な償いをすることを求める。

4 アメリカ合衆国、日本、およびすべての個人ならびに国家による、聖なる大地、埋葬地、その他の文化的聖地への、あらゆる冒瀆行為をただちにやめること。

X ハワイの先住民族に関して

以下のことが決議された。

一八九三年一月一七日の合衆国によるハワイ政府

の転覆が非難されると同時に、

1 ハワイは、住民の必要と意志にもとづく固有の法と政府形態を持った主権国家として存在していたこと。そして

2 太古の昔から、ハワイの先住民族は、祖先からゆだねられた社会の中で彼らの土地と海とまわりにあるすべての資源のなかで生活の支えと恵みをうけつつくらし、生活を楽しんできた。そして

3 ハワイは、国として、世界中の多くのくにぐにと外交関係をむすんでいた。事実、多くの国々と条約を締結していた。そして

4 一八九三年一月一七日、狂信的な併合論者のアメリカ商人たちそのうちの何人かは宣教師の子孫であったが、に鼓舞されたアメリカ海兵隊が、不法にハワイ政府を侵略し転覆した。そして

5 合衆国によって合法的ハワイ政府が転覆されたことにもない、ハワイ人たちは移住させられ、自分たちの先祖からうけついでたのでもなければ選びとつたのでもない異質な社会に、同化させられたし現在でも同化させられている。したがって、日本列島のアイヌモシリ（北海道）、

札幌での世界先住民族会議では、以下のように決議される。

わたしたちは、ハワイ政府を不法に転覆させたアメリカ合衆国を非難し、ハワイにおける合衆国の主権の正統性に異義を申し立てる。

わたしたちは、アメリカ合衆国にたいして、ハワイの先住民族とその子孫を九〇年にわたって不法に占領し、ハワイ人の領土から収奪したことにたいする償いを要求する。

この決議の公式文書が、以下の個人および組織に送られることは完全な同意を得ている。

- 1 国連人権委員会
- 2 国連先住民族作業部会
- 3 アメリカ合衆国上院インディアン問題特別調査委員会

X I マレーシアのサバ先住民族に関して

以下のことが決議された。

- 1 マレーシア政府およびサバ州政府は、ヤシ油とココアのプランテーション、エビ養殖計画を含む経済開発のプログラムを、慣用地、とりわけサバ州のそうした土地に押しつけないこと。

- 2 マレーシア政府およびサバ州政府は、サバ州において、欠かすことのできない基本的なサービス、とりわけ教育、健康、住宅、商品取引引き、輸送の各分野におけるそれらのサービスを、効果的かつ実際に提供すること。

X II 西ニューギニア（西バブア）の先住民族に関して

以下のことが決議された。

- 1 インドネシア政府は、西ニューギニア（西バブア）への移民計画をただちに中止すること。
- 2 世界銀行、アジア開発銀行、その他の金融機関は、西ニューギニアへの移民計画の実施に、直接あるいは間接的に使われる政府への財政援助を、ただちに中止すること。
- 3 インドネシア政府を、直接あるいは間接に、援助している国は先住民族の生存権を抑圧しているインドネシア政府とインドネシア軍をささえていること。
- 4 日本は、インドネシアの経済力強化をもたらすし、その結果、西ニューギニア（西バブア）の先住民族に対する軍事行動と弾圧を効果的に

こなわせている、インドネシアとの経済通商関係をかんがえなおすこと。

5 アメリカ合衆国とオーストラリアは、インドネシアの西ニューギニア（西バブア）の先住民族に対する軍事行動と弾圧を可能にし、それを支援している、インドネシアへの軍事援助と財政援助をただちに中止すること。

6 アジア・太平洋諸国および非同盟諸国は、自分たちの自決と独立達成の先例が踏襲されることを保証するために、西ニューギニア（西バブア）の事例を検討し考慮すること。

7 一九六九年の自由選法は、「一人一票」にもとづいたものではなかつたので、自由選法とはいえなかつたこと。そして、西ニューギニア（西バブア）人民は、自分たちの自決と独立の権利を行使する機会を、国連事務総局および国連脱植民地化委員会の人間によって実施され監視される国民投票において、ただちにあらたえらるること。

8 国連脱植民地化委員会は、西ニューギニア（西バブア）の自決に関する特別会議を召集すること。

X III フィリピン・コルディリエラの先住民族に

関して

以下のことが決議された。

1 コルディリエラの先住民族にたいするアキノ政府の全面戦争政策は、つよく非難されること。
2 アキノ政府が先住民族に対する全面戦争を続けるかぎり、アキノ政府への財政援助あるいはそれ以外のどのような援助も中止するようにと、日本政府への訴えがなされるべきこと。

3 すべての木材伐採許可は、森林資源保全を確保なものにするまで中断されるべきこと。

4 すべての抑圧的な土地法が廃止され、かわりに、伝統的な土地法が承認されるべきこと。

5 真の地域自治という形態をとるコルディリエラ人民の自決権が承認されるべきこと。

X IV アオテアロア（ニュージージーランド）のマオリ民族に関して

以下のことが決議された。

1 この会議は、アオテアロア（ニュージージーラン

ド) 政府の、一九九〇年にワイタング条約一五〇周年を盛大に祝おうとする計画を非難する。

2 この会議はまた、アオテアロア(ニユージーランド) 政府にたいして、マオリ民族の土地、森林、海洋にかんする主権を実際に保証しているワイタング条約を、完全に守ることを求める。

3 この会議は、もしアオテアロア(ニユージーランド) 政府が、マオリ民族の条約上の諸権利を無視しつづけるのであれば、一九九〇年一月から二月にかけてアオテアロア(ニユージーランド) のオークランドで、開かれる予定の、イギリス連邦競技会を бойкот するようにというマオリ民族からの呼びかけを支持する。

X V タヒチ・ポリネシア(フレンチ・ポリネシア) のマオヒ民族に関して

以下のことが決議された。

1 この会議は、タヒチ・ポリネシアをフランスの植民地として、一九九二年にヨーロッパ経済協同体(E E C) に統合しようという計画をよく非難する。この統合は、すぐさま、E E C の資本家たちに無制限の投資機会をあたえるこ

とを許し、全 E E C 加盟国の市民たちが何の制限もなくタヒチ・ポリネシアの入りこむことを許すことになろう。

2 この会議はまた、マオヒ民族のフランスからの独立闘争を認め支持する。

3 この会議は、ムルロア、タヒチポリネシアでのフランスの核実験計画を非難し、フランス政府にたいして、タヒチ・ポリネシアでの核実験をただちにおわらせるか、あるいはフランス本土で実験をおこなうよう求める。

X VI 台湾の先住民族に関して

以下のことが決議された。

1 国連に加盟していない台湾に住む先住民族は、国際社会からの支援と助けを心から期待している。

2 この会議は、国際社会と台湾政府にたいして、台湾の先住民族が生きていくための基本権(土地、文化、ことば、先住民族としての固有の名前を使う権利、蘭嶼島の核廃棄物施設の危険から自らを守る権利、など・)を尊重し厳守することを求める。

XVII スリランカの民族に関して

以下のこと が決議された。

1 悪化しつづけるスリランカの状況（その根本原因はタミル人の自決権を否認したことにある）のなかで、多くの無実のシンハリ人とタミル人が、スリランカ政府治安軍、インド平和維持軍、内部での殺し合いを含んだ、いくつかのタミル人武装組織およびシンハリ人武装組織、組織不明だが資金潤沢で完全武装している暗殺団、によって毎日のように無慈悲に殺されている。

(a) スリランカ政府は、正義とともに平和を回復するための第一歩としてタミル人に昔からの居住地での自治を認めた、一九八七年七月二九日のインド・スリランカ平和協定の条項を迅速に実行しなければならない。

(b) スリランカ政府およびその治安軍、インド政府およびインド平和維持軍（I.P.M.F.）、タミル・イーラム解放の虎（J.I.F.E.）、イーラム人民革命解放戦線（E.P.R.L.F.）、イーラム革命機構（E.R.O.S.）、イーラム民族民主解放戦線（E.N.D.J.F.）、タミル・イーラム解放機構（T.E.L.O.）、タミル・イーラム人民解放機構（P.L.O.T.E.）、その他のタミル人武装組

織と、シンハリ人の人民解放戦線（J.V.P.）は、停戦を実施すること。そして、議会内に代表権をもつ政党とともに、領土権、人権および民主的諸権利を保証し、シンハリ人、タミル人、回教徒の自決権を保証する制度的枠組みを規定するような解決へ向けての交渉を開始すること。そうすれば、こうした諸民族が、各々に固有な言語、宗教そして文化を維持し発展させながら、多様性を認め協調しながら生きていくことができる。また、経済および社会福祉を向上させ、それによってインド平和維持軍の早期撤退のみちを開くこともできる。わたしたちは、スリランカのすべての人々、とりわけ貧しい人々、居住地を追われた人びと、難民、暴力の犠牲者たちのために、正義と恒久の平和をを求める。

兄ウタリアンを偲んで

成田得平



PP21北海道は「世界先住民族会議」にほぼ明け暮れた。それは非常に大きな成果をおさめた。とても語り尽くせません。この企画にこれほどの熱い思いの幕をおろすことを、当初は考えてもみなかった。多くの方々に感謝をささげます。

イタオマチブという名の船を作る日々もこの企画の大切な部分だった。三月の雪の山中から原木を伐り出す儀式に始まり、製作の日々は本当に楽しかった。心の踊る五カ月間を経て、八月十三日の世界先住民族会議の釧路湿原会場での進水式（チブサンケ）は、感動そのものであった。

しかし、その三日後に私は兄を失った。長兄の成田ウタリアンは、イタオマチブ作りの造船工長だった。釧路湿原の達古武（たっこぶ）沼から釧路川を

下り、太平洋へと漕ぎ出すため、おりからの台風十四号の波のようすを見に行つて兄は高波にさらわれてしまった。

PP21関係者の多くの方々からも、弔電などをたくさんいただきました。世界先住民族会議に参加されたカナダのグロリアさん、アオテアロアのロベティさんやインドのイヴァンさんなど数人の方々からも、ウタリアンの氏を悲しむ手紙がよせられました。

私は、兄の死の二カ月半前の五月三十日に母も亡くしました。母はイタオマチブの完成をとて楽しんでみに行っていたので、ウタリアンと私は造船所に亡き母の写真をかざり、作業の進み具合も、進水式も、見守ってもらいました。

一九八九年夏、カムイは私に、世界先住民族会議とイタオマチブ完成の大きな喜びを与えてくれました。そして母と兄の二人をもぎとっていくという悲しみをもくれました。

激しくゆれ動いた今年もあとの残りすこし、せめて、来年以降への希望でうずめたいと思っています。ピーブルズ・プラン二十一世紀の大きな成功を、本当にうれしく思います。

一九八九年十月六日